

## 議案第17号

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例  
の一部改正について

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を  
次のように改正する。

令和8年2月19日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一  
部を改正する条例

北本市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2  
9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「子ども」を「こども」に改め、同条第2号から第5  
号までを次のように改める。

- (2) 安心・安全で自然と共存する住みやすいまちづくりに関する事業
- (3) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関する事業
- (4) 活力あふれるまちづくりに関する事業
- (5) みんなが参加し育てるまちづくりに関する事業

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。